

収入印紙

産業廃棄物処理委託契約書 [処理・処分用]

平成28年9月1日

排出事業者 (甲)

京都府保健事業協同組合へ契約事務等の委任をした会員 (別紙のとおり)

処理・処分業者 (乙)

住所 大阪市中央区高麗橋2丁目1番2号
氏名 野村興産株式会社 関西営業所
所長 中西 智彦

契約事務等代理人 (丙)

住所 京都市中京区高倉通御池上ル柊町583番地2
氏名 京都府保健事業協同組合
理事長 大本一夫

上記排出事業者 (京都府保健事業協同組合へ契約事務等の委任をした会員) (以下「甲」という。)、処理・処分業者 野村興産株式会社 (以下「乙」という。)、及び契約事務等代理人京都府保健事業協同組合 (以下「丙」という。)) は、甲の事業場から排出される産業廃棄物の処理・処分を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。)) に従い適正に行うため、次のとおり契約を締結する。この契約の成立を証するために、本書1通を作成し、丙がこれを保有し、乙はこの写し (複写機によるコピー) を保有するものとする。

なお、甲は京都府保健事業協同組合ホームページに掲載される本契約書の写しにより確認するものとする。

第1条 (法の遵守)

甲、乙及び丙は、処理業務の遂行にあたって法その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

甲は、甲の事業所から排出される産業廃棄物の処理・処分を乙に委託し、乙は、甲から委託された産業廃棄物を【委託業務の内容】に示す方法により、許可された施設にて適正に処理・処分する。

第3条 (事業の範囲)

乙の事業範囲は【委託業務の内容】に示すとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして許可証の写しを本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲及び丙に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲及び丙に提出する。

第4条 (適正処理に必要な情報の提供)

- 1 甲もしくは丙は、処理・処分を委託する産業廃棄物の種類、発生工程、性状 (形状、成分、有害物質の有無及び臭気)、荷姿、腐敗・揮発等性状の変化、混合等により生じる支障、排出数量等の必要な情報を乙に文書にて通知しなければならない。通知する文書は「廃棄物データシート」 (環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」 (平成25年6月) を参照) の項目を参考に作成を行うものとする。
- 2 甲もしくは丙は、当該廃棄物が日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合、当該含有マークに関する情報を乙に文書にて通知しなければならない。
- 3 甲もしくは丙は、本契約の有効期間中、契約締結時に提供した当該廃棄物に係る前2項の情報に変更が生じる場合は、速やかに当該情報を文書にて乙に提供し、甲、乙及び丙間で対応について協議する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲及び丙の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。

第6条（権利・義務の譲渡）

乙は、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、甲及び丙の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第7条（損害の賠償）

乙は、甲から委託された産業廃棄物を乙の事業場における受入から処分の完了まで法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰する場合を除き、乙が責任を負う。

第8条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理業務が完了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、丙に提出する。丙は、甲に業務終了したことを伝える。ただし、業務終了報告書は電子マニフェストの登録で代えることができる。

第9条（委託料・消費税・支払い）

- 1 甲の委託する産業廃棄物の処理業務に関する委託料の支払いについては【委託業務の内容】（4）の表にて定める単価に基づき算出する。
- 2 委託料の額が経済情勢の変化等により不相応となったときは、甲、乙及び丙の協議によりこれを改定することができる。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の処理業務についての消費税等は、甲が負担する。
- 4 甲は、乙からの業務終了報告書によって処理を確認した後、乙に処理料金を支払う。なお支払方法は、別に定めるものとする。

第10条（内容の変更）

甲、乙及び丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または委託期間を変更するとき、または予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲、乙及び丙が協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第11条（機密保持）

甲、乙及び丙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合は、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

- 1 甲、乙及び丙は、いずれかの当事者が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲、乙及び丙は、いずれかの当事者が次の各号に1つでも該当するときには、本契約の期間中であっても、本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 振出、裏書、引受、保証した手形、小切手が不渡りとなったとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分を受けたとき。
 - (3) 破産、民事再生、会社更生の手續開始の申立、または解散、私的整理がなされたとき。
 - (4) 前3号に準ずる信用失墜の事実が認められるとき。
 - (5) 乙に対する債務の履行を1回でも怠ったとき。
 - (6) 災害等の不可抗力により、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき。
 - (7) 第13条の定めに従って違反したとき。
- 3 甲または乙が第1項及び前項各号に1つでも該当する場合、該当者は当然に期限の利益を喪失し、相手方に対する残債務全額を直ちに支払わなければならない。
- 4 第1項、第2項の規定または法令の規定によりこの契約を解除できる場合でも、本契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲及び乙の責任で処理した後でなければ、本契約は解除できない。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲、乙及び丙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らまたはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 本契約の締結が、反社会的勢力の活動を助長し、またはその運営に資するものでないこと。
- 2 甲、乙及び丙は、反社会的勢力の排除に厳正に取り組んでおり、それぞれが相手方による前項の確約に依拠して本契約の締結及び履行をするものであることを確認する。

第14条（協議）

この契約に定めのない事項またはこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙及び丙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

1字削除
1字加入



【委託業務の内容】

(1) 委託期間 平成28年9月1日から平成29年3月31日までとする。

(2) 積み込み場所

積み込み場所：別紙のとおり

積み込み場所所在地：別紙のとおり

(3) 乙の事業の範囲

処理施設名：野村興産株式会社 イトムカ鉱業所

処理施設所在地：北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1

許可区分：中間処理・最終処分

処理・処分方法：焙焼・埋立（管理型最終処分場）

処理能力：許可証のとおり

許可番号：北海道（産廃）第00140004746号

事業の範囲：許可証のとおり

(4) 委託する産業廃棄物の種類、数量、契約単価

品名	廃棄物の種類	予定数量	契約単価(税別)
廃血圧計	金属くず、ガラスくず、 廃プラスチック類	60台/年	処理処分費等 2,074円/台
廃体温計	金属くず、ガラスくず、 廃プラスチック類	90本/年	処理処分費等 648円/本
充填用水銀	金属くず、ガラスくず、 廃プラスチック類	50g/年	処理処分費等 2,074円/50g 50g未満は繰上

(5) 委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報

品名	発生工程	性状及び荷姿	性状の変化、混合等により生じる支障及び含有マーク（JIS C0950）に関する情報	取扱注意事項
廃血圧計	甲の施設内で使用済みになったもの	固形、ダンボール箱等	混合等により破損のリスクが生じる。	破損に注意
廃体温計		固形、ダンボール箱等		
充填用水銀		固形、ダンボール箱等		

(6) 乙への搬入業者

収集・運搬区間	担当会社
上記積み込み場所から旭興産業株式会社の積替保管施設	株式会社山本清掃
旭興産業株式会社の積替保管施設	旭興産業株式会社
旭興産業株式会社の積替保管施設から乙のイトムカ鉱業所まで	エア・ウォーター物流株式会社

(7) 委託する産業廃棄物の最終処分

①	事業場の名称	野村興産株式会社 イトムカ鉱業所
	施設の所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
	処分方法	再生
	施設の処理能力	(水銀、鉄くず)
②	事業場の名称	野村興産株式会社 イトムカ鉱業所
	施設の所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
	処分方法	埋立（管理型最終処分場） (廃プラスチック類、ガラスくず)
	施設の処理能力	103, 159立方メートル

(8) 委託料金の支払方法

第9条第4項の委託料は、丙が甲に請求し、甲は当該委託料を丙へ支払うものとする。丙から乙への支払い方法は、甲が別途収集・運搬の契約を締結する旭興産業株式会社に丙が支払い、乙は旭興産業株式会社から当該委託料の支払いを受けるものとする。

(以下余白)

別紙 1

契約単価の内訳

品名	費用項目	単価 (税込)
廃血圧計	処理処分費	1,404 円/台
	事務諸経費等	670 円/台
廃体温計	処理処分費	648 円/本
	事務諸経費等	0 円/本
充填用水銀	処理処分費	1,404 円/50 g
	事務諸経費等	670 円/50 g



許可番号第00140004746号

産業廃棄物処分量許可証

住所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番3号
氏名 野村興産株式会社
代表取締役 藤原 悌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成25年8月9日
許可の有効年月日 平成32年8月4日

1. 事業の範囲

焼却（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん）、
ばい焼（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん）、
選別（汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）、
解体（汚泥、金属くず）、
破碎（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）、
埋立（燃え殻、産業廃棄物を処分するために処理したもの）。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじんの焼却施設

設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
設置年月日 平成7年3月9日
処理能力 1. 2t/日(24時間) 0.05t/時間
許可年月日 平成7年3月9日
許可番号 衛施第15-43号

(2) 施設の種類 廃油、廃プラスチック類の焼却施設

設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
設置年月日 平成13年4月11日
処理能力 4.8t/日(24時間) 0.2t/時間
許可年月日 平成12年9月7日
許可番号 網環生第93号

(2頁へ続く)



- (3) 施設の種類 廃乾電池（水銀又はその化合物を含む汚泥、廃プラスチック類、金属くず等の混合物）のばい焼・焼却施設、水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
- 設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
 設置年月日 平成16年1月16日
 処理能力 (廃乾電池)
 100.8t/日(24時間) 4.2t/時間
 (水銀又はその化合物を含む汚泥)
 81.3t/日(24時間) 3.388t/時間
- 許可年月日 平成15年2月3日
 許可番号 網環生第167-5号
- (4) 施設の種類 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじんのばい焼施設
- 設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
 設置年月日 平成6年12月19日
 処理能力 18.7t/日(24時間) 0.78t/時間
 許可年月日 平成6年12月19日
 許可番号 衛施第15-30号
- (5) 施設の種類 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじんのばい焼施設
- 設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
 設置年月日 平成9年12月12日
 処理能力 38.78t/日(24時間) 1.62t/時間
 許可年月日 平成9年7月9日
 許可番号 網環生第196号
- (6) 施設の種類 廃酸化銀電池（水銀又はその化合物を含む汚泥、金属くずの混合物）、水銀又はその化合物を含む汚泥、金属くずのばい焼施設
- 設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
 設置年月日 平成25年10月28日
 処理能力 0.96t/日(24時間) 0.04t/時間
 許可年月日 平成25年7月31日
 許可番号 才環生第1595号
- (7) 施設の種類 金属くず（リチウムイオン電池、リチウムスクラップに限る。）のばい焼（酸化）施設
- 設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
 設置年月日 平成26年7月1日
 処理能力 1t/日(8時間) 0.125t/時間
- (8) 施設の種類 ガラスくず及び蛍光管・水銀灯の前処理（破碎・選別）施設
- 設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
 設置年月日 平成7年8月1日
 処理能力 10t/日(8時間) 1.25t/時間
- (9) 施設の種類 ガラスくず及び蛍光管・水銀灯の洗浄処理（破碎・選別）施設
- 設置場所 北見市留辺薬町富士見217番1
 設置年月日 平成14年9月4日
 処理能力 40.3t/日(13時間) 3.1t/時間

(3頁へ続く)





- | | |
|--|--|
| (10) 施設の種類
設置場所
設置年月日
処理能力 | 冷陰極蛍光ランプの前処理（破碎・選別）施設
北見市留辺藪町富士見217番1
平成22年7月1日
4.8t/日（8時間）0.6t/時間 |
| (11) 施設の種類
設置場所
設置年月日
処理能力
許可年月日
許可番号 | 管理型最終処分場
北見市留辺藪町富士見217番1
平成24年11月26日
18,549.2㎡、103,159㎡
平成23年11月4日
才環生第2429号 |
| (12) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所1（衛施第15-43号 焼却施設）
北見市留辺藪町富士見217番1（13号倉庫）
4.32㎡
・汚泥
保管上限 17.11㎡ |
| (13) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所2（衛施第15-43号 焼却施設）
北見市留辺藪町富士見217番1（13号倉庫）
2.16㎡
・廃酸
保管上限 1.08㎡ |
| (14) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所3（衛施第15-43号 焼却施設）
北見市留辺藪町富士見217番1（13号倉庫）
1.59㎡
・廃油
保管上限 3.2㎡ |
| (15) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所4（網環生第93号 焼却施設）
北見市留辺藪町富士見217番1（13号倉庫）
133.92㎡
・廃プラスチック類
保管上限 530.32㎡ |
| (16) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所5（網環生第93号 焼却施設）
北見市留辺藪町富士見217番1（13号倉庫）
3.57㎡
・廃油
保管上限 7.2㎡ |
| (17) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所6（網環生第167-5号 ばい焼・焼却施設）
北見市留辺藪町富士見217番1（14号倉庫）
61.92㎡
・廃乾電池（水銀又はその化合物を含む汚泥、廃プラスチック類、金属くずの混合物）
保管上限 124.8㎡ |

(4頁へ続く)



- | | |
|--------------------------------|---|
| (18) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所7 (網環生第167-5号 ばい焼・焼却施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (16号倉庫)
186.28㎡
・廃乾電池 (水銀又はその化合物を含む汚泥、廃プラスチック類、金属くずの混合物)
保管上限 370.04㎡ |
| (19) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所8 (衛施第15-30号 ばい焼施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (3号倉庫)
84.31㎡
・汚泥
保管上限 167.2㎡ |
| (20) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所9 (衛施第15-30号 ばい焼施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (3号倉庫)
0.79㎡
・廃プラスチック類
保管上限 1.4㎡ |
| (21) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所10 (衛施第15-30号 ばい焼施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (3号倉庫)
0.79㎡
・金属くず
保管上限 1.4㎡ |
| (22) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所11 (衛施第15-30号 ばい焼施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (3号倉庫)
0.79㎡
・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
・保管上限 1.4㎡ |
| (23) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所12 (網環生第196号 ばい焼施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (16号倉庫)
0.79㎡
・燃え殻
保管上限 1.4㎡ |
| (24) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所13 (網環生第196号 ばい焼施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (16号倉庫)
255.02㎡
・汚泥
保管上限 352.8㎡ |
| (25) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所14 (網環生第196号 ばい焼施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (16号倉庫)
0.79㎡
・廃油
保管上限 0.8㎡ |

(5頁へ続く)



(5頁)

- | | | |
|------|---------------------------|--|
| (26) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所15 (網環生第196号 ばい焼施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (16号倉庫)
0.79㎡
・廃酸
保管上限 0.7㎡ |
| (27) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所16 (網環生第196号 ばい焼施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (16号倉庫)
6.05㎡
・廃プラスチック類
保管上限 10㎡ |
| (28) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所17 (網環生第196号 ばい焼施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (16号倉庫)
1.59㎡
・動植物性残さ
保管上限 2.8㎡ |
| (29) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所18 (網環生第196号 ばい焼施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (16号倉庫)
0.79㎡
・金属くず
保管上限 0.7㎡ |
| (30) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所19 (網環生第196号 ばい焼施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (16号倉庫)
0.79㎡
・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
保管上限 1.4㎡ |
| (31) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所20 (オ環生第1595号 ばい焼施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (14号倉庫)
3.18㎡
・廃酸化銀電池 (水銀又はその化合物を含む汚泥、金属くずの混合物)
保管上限 1.6㎡ |
| (32) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所21 (オ環生第1595号 ばい焼施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (14号倉庫)
3.18㎡
・金属くず
保管上限 3.2㎡ |
| (33) | 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所22 (オ環生第1595号 ばい焼施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (14号倉庫)
3.18㎡
・汚泥
保管上限 3.2㎡ |

(6頁へ続く)

(オホーツク総合振興局)



- | | |
|--------------------------------|--|
| (34) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所23 (ばい焼(酸化)施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (16号倉庫)
1.58㎡
・金属くず(リチウムイオン電池、リチウムスクラップ)
保管上限 1.6㎡ |
| (35) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所24 (前処理(破碎・選別)施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (9号倉庫)
28.12㎡
・廃蛍光管・水銀灯(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物)
保管上限 50.62㎡ |
| (36) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所25 (前処理(破碎・選別)施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (16号倉庫)
96.33㎡
・廃蛍光管・水銀灯(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物)
保管上限 182.4㎡ |
| (37) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所26 (前処理(破碎・選別)施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (16号倉庫)
31.25㎡
・廃蛍光管・水銀灯(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物)
保管上限 56.25㎡ |
| (38) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所27 (前処理(破碎・選別)施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (16号倉庫)
21.6㎡
・廃蛍光管・水銀灯(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物)
保管上限 84.24㎡ |
| (39) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所28 (洗浄処理(破碎・選別)施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (9号倉庫)
114.72㎡
・廃蛍光管・水銀灯(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物)
保管上限 254㎡ |
| (40) 施設の種類
設置場所
面積
種類 | 保管場所29 (洗浄処理(破碎・選別)施設)
北見市留辺薬町富士見217番1 (10号倉庫)
326.20㎡
・廃蛍光管・水銀灯(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物)
保管上限 689.73㎡ |

(7頁へ続く)



- (41) 施設の種類 保管場所30 (洗浄処理 (破碎・選別) 施設)
 設置場所 北見市留辺藪町富士見217番1 (16号倉庫)
 面積 160.55㎡
 種類 ・廃蛍光管・水銀灯 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物)
 保管上限 304㎡
- (42) 施設の種類 保管場所31 (洗浄処理 (破碎・選別) 施設)
 設置場所 北見市留辺藪町富士見217番1 (16号倉庫)
 面積 62.5㎡
 種類 ・廃蛍光管・水銀灯 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物)
 保管上限 112.5㎡
- (43) 施設の種類 保管場所32 (洗浄処理 (破碎・選別) 施設)
 設置場所 北見市留辺藪町富士見217番1 (17号倉庫)
 面積 54.87㎡
 種類 ・廃蛍光管・水銀灯 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物)
 保管上限 102.88㎡
- (44) 施設の種類 保管場所33 (前処理 (破碎・選別) 施設)
 設置場所 北見市留辺藪町富士見217番1 (16号倉庫)
 面積 31.25㎡
 種類 ・冷陰極蛍光ランプ (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物)
 保管上限 56.25㎡

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成5年8月11日 許可の更新
- 平成8年7月22日 変更許可 (選別 (廃プラスチック類)、破碎・選別 (ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず) の追加。)
- 平成10年8月11日 許可の更新
- 平成15年8月5日 許可の更新
- 平成16年5月1日 事業の一部廃止届出 (埋立 (がれき類) の削除。)
- 平成20年9月10日 許可の更新
- 平成24年6月20日 事業の一部廃止届出 (埋立 (汚泥、鉱さい、ばいじん) の削除。)
- 平成25年8月9日 許可の更新

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・**無**